

# 環境にやさしい農業に取り組んで

## みどり認定 を受けませんか？

### 「環境にやさしい農業」とは

- 農業における化学肥料や化学農薬、農機具使用時の化石燃料の過度な使用などは、土壌に負荷を与え生態系や地球温暖化に影響を与えます。
- このため、農業では化学肥料等の使用量を減らし環境への負荷を低減する取組が重要です。環境負荷低減の取組は地球温暖化の防止や生物多様性の保全、SDGsの達成などに貢献します。
- 化学肥料、化学農薬、化石燃料の使用量低減は経営コストの削減にもつながります。

環境負荷低減に取り組み、環境にやさしい農業を実践しましょう！

### 「みどり認定」とは

農業者(個人・団体)の皆様の環境負荷削減の取組  
(下記①～③のいずれか)の計画を県が認定するものです。  
既に取り組まれている方、これから取り組もうとする方は

ぜひ、認定をうけましょう！



埼玉県マスコット「コバトン」

取組は一つでも可  
現状維持計画も可

#### ① 土づくりと化学肥料・ 化学農薬の使用量削減

以下のア・イ・ウの全てを実施  
ア 有機質資材施用(堆肥施用等)  
イ 化学肥料低減(局所施肥等)  
ウ 化学農薬低減(機械除草等)



土づくりに加えて  
有機栽培、特別栽培のほか、  
慣行栽培から少しでも  
化学肥料・化学農薬を減らした  
栽培であれば認定可

#### ② 温室効果ガスの 排出量削減

施設園芸における省エネ化  
(ヒートポンプの導入等)

農業機械の省エネ化  
(自動操舵システムを備えた  
トラクタの導入等)

水稻栽培における  
メタンの排出抑制  
(秋耕等)

など

#### ③ 農林水産省令 で定める取組

バイオ炭の農地施用

生分解性マルチ利用

プラスチック被覆肥料  
の代替技術の導入

養液栽培における  
化学肥料・化学農薬の  
使用量の削減

など

問合せ先

埼玉県農林部農産物安全課 安全生産・有機担当  
☎ 048-830-4057 ☎ 048-830-4832  
✉ a4070-07@pref.saitama.lg.jp

埼玉県環境にやさしい農業

検索

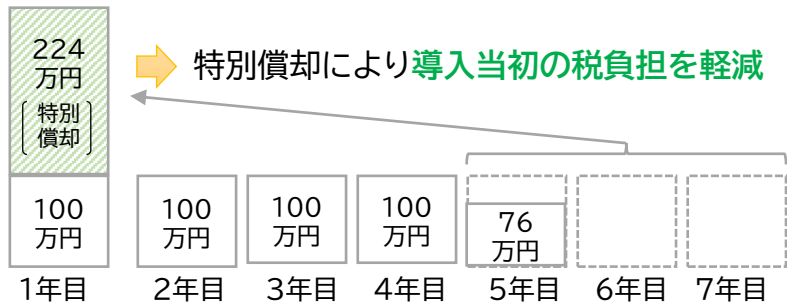


## 「みどり認定」を受けるメリット

- ① 認定を受けた計画に従い、化学肥料や化学農薬の使用量削減のために必要な設備を導入した場合、**所得税・法人税の優遇**を受けられます。

### 特別償却のイメージ

700万円の機械(耐用年数7年)を導入した場合



導入当初、通常の償却額に一定額上乗せして償却可能

- ・設備：取得価額×32%
- ・建物：取得価額×16%

※対象機械は限定されています  
※その他、複数の要件有  
詳細はこちらから確認  
(国ホームページ) ▶



- ② 日本政策金融公庫の**無利子融資等を活用**できます。

※詳細は日本政策金融公庫のホームページを確認 ▶



- ③ さまざまな**補助金の採択で優遇**されます。

※対象事業の例:みどりの食料システム戦略推進交付金、  
強い農業づくり総合支援交付金 など



コバトン&さいたまっちょ

## (参考)環境負荷低減の取組を農産物に「見える化」してみませんか？

消費者に環境への負荷を低減する栽培方法で生産された農産物を選択してもらえるように、取組を「見える化」する表示マークがあります。

※表示にはみどり認定とは別の認証等を受ける必要があります。(みどり認定は要件ではありません)



▶ 詳しくはこちら  
(国ホームページ)



### ● 環境負荷を低減して栽培された農産物

化学肥料・化学農薬を通常の栽培より**低減**して栽培するなど温室効果ガスの削減に貢献する取組により栽培された農産物  
(左マークは農林水産省に報告された農産物)



▶ 詳しくはこちら  
(県ホームページ)



### ● 特別栽培農産物

化学肥料(窒素成分)・化学農薬を通常の栽培の**半以下**にして栽培された農産物  
(左マークは埼玉県で認証された農産物)

みどり認定の詳細については、最寄りの農林振興センターにお問い合わせください

さいたま農林振興センター	048-822-2492	本庄農林振興センター	0495-22-6156
川越農林振興センター	049-242-1808	大里農林振興センター	048-523-2812
東松山農林振興センター	0493-23-8532	加須農林振興センター	0480-61-3404
秩父農林振興センター	0494-24-7211	春日部農林振興センター	048-737-2134

# みどり認定を受けた農業者のメリット① みどり投資促進税制が活用できます！

## 制度の概要

- ▶ みどり認定とは、みどりの食料システム法に基づき、化学肥料・化学農薬の使用量低減や温室効果ガスの排出削減など、環境負荷低減に取り組む農業者の活動計画を都道府県が認定するものです。
- ▶ 青色申告を行う農業者の方は、みどり認定を受けた計画に従って化学肥料・化学農薬の使用低減に必要な機械等を導入した場合、設備投資の初年度に、通常の減価償却額に次の金額を上乗せして償却できます。

- 機械等：取得価額の32%
- 機械等と一体的に整備した建物等：取得価額の16%

## 農業者の要件

- 青色申告を行う農業者であること。
- みどり認定を受けている農業者であること。
  - ✓ 化学肥料・化学農薬の使用低減の取組に係る計画に限ります。
  - ✓ 機械等の導入が計画に明記されている必要があります。
  - ✓ 機械等の発注前に計画の認定を受けている必要があります。

## 機械等の要件

- 取得価格の合計が100万円以上の機械等であること。
- 農水省のホームページに掲載された機械等であること。
- 対象期間内に取得等し事業の用に供した機械等であること。
  - ✓ 機械等はメーカーと型番が細かく定められています。機械等と一体的に整備した建物等も対象となります。
  - ✓ 中古品や発売から10年を経過した製品は対象外です。
  - ✓ 対象期間は令和10年3月31日です。なお、試運転や試験活用は事業の用に供することに当たりません。

### <税制特例の対象機械>



税制対象一覧  
はこちら



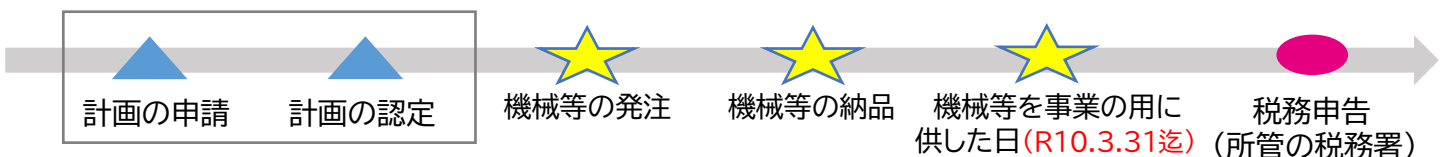
水田用除草機



堆肥散布機

### ★ 計画申請と機械導入のタイミングに注意

計画認定前に機械等を発注してしまうと、税制の適用を受けられません。



問合せ先

埼玉県農林部農産物安全課 安全生産・有機担当  
☎ 048-830-4057 ☎ 048-830-4832  
✉ a4070-07@pref.saitama.lg.jp

埼玉県環境にやさしい農業

検索

# みどり認定を受けた農業者のメリット② 農業改良資金が活用できます！

## 制度の概要

- みどり認定を受けた農業者が環境負荷低減に取り組みながら「収量・品質の向上」や「コスト・労働力の削減」を目指す新たな取組（露地栽培からハウス栽培への転換やスマート農業技術の導入など）にチャレンジする際に活用できる融資制度です。

## 取扱融資機関

- （株）日本政策金融公庫

## 農業者の要件

- みどり認定を受けている農業者であること

✓ 県知事による「みどり認定」と「貸付資格の認定」を同時に受けることが可能。

まずは「みどり認定を受けて農業改良資金を借りたい」ことを最寄りのお問合せ先か公庫の支店にご相談ください。



## 使途・支援内容

- 農業改良措置を実施するために必要な資金

（農業生産用施設・機械等の改良・造成・取得、農地等の改良、農産物加工施設の改良・造成・取得など）

■借入限度額（個人）5,000万円、（法人・団体）1億5,000万円

■借入金利：無利子      ■償還期間：12年以内

- ★留意点  
・国の補助金を含む補助事業との併用はできません。  
・ほかにも資金をご利用いただくための要件等があります。  
・公庫による審査の結果、ご希望に沿えない場合があります。  
・融資の詳細については、最寄りの公庫の支店にご相談ください。

# みどり認定を受けた農業者のメリット③ さまざまな補助金の採択で優遇されます！

## 補助事業の例

- 国事業：みどりの食料システム戦略推進交付金、強い農業づくり総合支援交付金等
- 県事業：施設園芸パイオニア技術推進事業、元気な野菜産地づくり支援事業等

## □ お問合せ先

さいたま農林振興センター	048-822-2492	本庄農林振興センター	0495-22-6156
川越農林振興センター	049-242-1808	大里農林振興センター	048-523-2812
東松山農林振興センター	0493-23-8532	加須農林振興センター	0480-61-3404
秩父農林振興センター	0494-24-7211	春日部農林振興センター	048-737-2134
農産物安全課	048-830-4057		